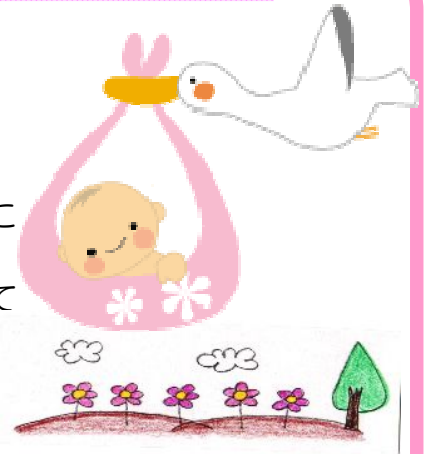


生まれたよ大切ないのち

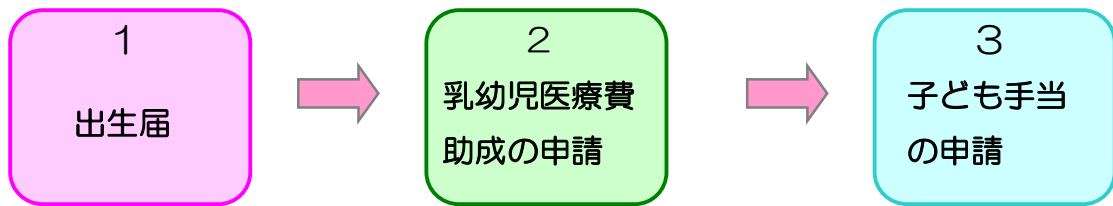


あかちゃんが生まれたら・・・

和光市では、お子さんのいる家庭が、安心して子育てができるよう、各種手当、助成を行っています。申請しないと利用できないものばかりですので、忘れずに行いましょう。また何度も市役所に足を運ぶのは、大変ですので、一度で済むように手続きに必要な物を確認してから出かけましょう。



市役所で行う主な手続き



提出窓口と手続きに必要なもの

1 出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて**14日以内**に名前を決めて届け出をしましょう。

【届出窓口】 戸籍住民課（市役所1階）

【必要なもの】 出生届（出生証明があるもの）・印鑑・母子健康手帳・健康保険証
■問合せ／戸籍住民課

2 乳幼児医療費の助成

お子さんが病気やけがで保険診療を受けたときの自己負担を助成するものです。市内の医療機関等では受給資格証を提示すれば、通院分のみ窓口での支払いはありません。入院分や市外の医療機関等で保険診療を受けた場合は、いったん窓口で支払いをしていただき、後日申請することにより、医療機関等に支払った金額が指定口座に振り込まれます。

【申請窓口】 こども福祉課（市役所1階）

*登録は郵送でもできます。「乳幼児医療費受給資格登録申請書」はホームページからダウンロードできます。郵送の場合は、お子さんの保険証のコピーを添付してください。

【必要なもの】 ○健康保険証

（お子さんが加入される保険組合の保険証で手続きを行います。）

*お子さんの氏名が未記載の場合は、登録後に再度確認いたします。

○保護者（保険証の主）の銀行口座番号

*保護者（保険証の主）名義のものに限ります。

【助成する期間】 誕生・・・出生日から小学校就学前の3月31日まで

転入・・・転入日から小学校就学前の3月31日まで

転出・・・異動日の前日まで

■問合せ／こども福祉課

3 子ども手当

子ども手当とは、中学校修了前まで（15歳に到達後、最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方に支給されるものです。申請のあった翌月から支給されます。さかのぼっての請求はできません。

【申請窓口】 こども福祉課（市役所1階）

【必要なもの】 ○子ども手当認定請求書

（窓口にあります。ホームページからもダウンロードできます。）

○申請者（保護者）の銀行口座番号

○厚生年金、共済年金に加入の方は、保険証の写し（申請者本人のもの）＊申請後、年金加入証明書が必要な場合があります。

○公務員の方は勤務先で申請してください。

＊制度に変更があった場合は市ホームページをご覧ください。

■問合せ／こども福祉課

その他の手続き



生後4か月までのお子さんがあるご家庭を訪問します。

和光市では、おかあさんと赤ちゃんが健康に過ごせるように、「新生児訪問」と「こんにちはあかちゃん訪問」の事業を実施しています。出生届が済んだらなるべく早い時期に「出生連絡票」（母子健康手帳に添付してあるはがき）か、保健センターやこども福祉課にある「こんにちはあかちゃん訪問カード」を提出しましょう。出生連絡票をなくしてしまった方は電話でも受け付けています。

詳細は母子保健サービス（P17）をご覧ください。

■問合せ／保健センター ☎465-0311



赤ちゃん学級に参加しましょう！

5～7か月頃の赤ちゃんを対象に保健センターで実施しています。

詳細はP32をご覧ください。



産前・産後サポート事業

育児が大変！まだ体調が戻らない！など、お母さんが妊娠中や産後を安心して過ごせるよう、家事や育児を地域でサポートします。

【援助対象者】 母子手帳を交付後から産後42日までの方

【援助できる内容】

・家事援助・・・料理・買い物・洗濯・掃除・その他日常的な家事

・育児援助・・・授乳・新生児の身の回りの世話・沐浴の介助・上の子の世話

【報酬】 平日1時間当たり840円

■問合せ／ファミリー・サポート・センター ☎424-9126





ひとり親でがんばる方へ・・・

こども福祉課には母子自立支援員がいます。ひとり親でがんばる方のために、さまざまな相談を受けています。助成や手当のことなど、わからないことは、ご相談ください。

(助成や手当は所得によって、利用の制限があります。)

ひとり親家庭等医療費の助成／児童扶養手当／ひとり親家庭児童就学支度金制度／自立支援給付金事業 (P13～14 参照)

■問合せ／こども福祉課



ハンディキャップがあるお子さんへの援助は・・・

すべてのお子さんに健やかな成長を保障するために、こども福祉課、社会福祉課、教育支援センターで相談を受けています。申請をすることにより手帳の交付を受けることができます。手帳は各種制度に申し込みをするときを始め、さまざまな場面で役立ちます。

☆身体障害者手帳

身体障がいの程度により1級(重度)から6級(軽度)までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

☆療育手帳(みどりの手帳)

知的障がいの程度によりA(重度)からC(軽度)までに認定され、等級により支援の内容が異なります。

■問合せ／社会福祉課

【手当と医療費】 特別児童扶養手当／障害児福祉手当／自立支援医療／重度心身障害医療費など (P11～13 参照)

【各種事業】

育成保育・・・市内の対象保育園では障がいのあるお子さんに対して保育上の配慮をしながら、障がいを持たないお子さんとともに集団保育を行います。入園の基準があります。

■問合せ／こども福祉課

就学相談・・・小学校入学において本人と保護者の意向を尊重し相談を受けています。

■問合せ／学校教育課・教育支援センター

みつばすみれ学園・・・就学前までの児童を対象に基本的な習慣を身につけ遊びや訓練を通して発達の促進を図ります。

■問合せ／みつばすみれ学園 ☎048-471-3115

見学後の手続き、問い合わせは社会福祉課

たけのこクラブ・・・県立和光南養護学校に通学する児童の学童保育です。

■問合せ／たけのこクラブ ☎048-469-5107

児童デイサービス ぽこの実

障害のある学齢児(6歳～17歳)を対象に、児童の個性を伸ばし、基本的な生活習慣の獲得、集団の楽しさの体得の中で、社会性や生きる力を養っていくことを目的に平成22年1月に開所しました。放課後や長期休暇期間に活動を行っています。利用するには社会福祉課の調査・決定が必要になります。

■問合せ／ ぽこの実 TEL 048-463-8948

※ 利用の相談・手続きは、地域生活支援センター(社会福祉課)が行います。

■問合せ／ 地域生活支援センター TEL048-452-7602